

平成 30 年度 学校施設開放について（ご案内）

東京都立蔵前工業高等学校

平成 30 年度学校開放事業として、下記のとおり施設を開放いたします。

使用を希望する団体は、下位に基づいてお申し込みください。

なお、使用承認後であっても、本校の教育活動・緊急修繕等でやむを得ず使用承認を取り消すなど変更させていただく場合がありますのでご了承ください。

申し込みに必要な様式類は、本校及び東京都のホームページからダウンロードできるほか、本校窓口でも配布しております。

1 開放施設

グラウンド（全天候型）

材質：ウレタンチップ

トラック：150M（幅1.5m×5コース）

フィールド内寸法：39.5m×22m

（目安：フットサルコート：タッチライン45m×ゴールライン22m）

スパイクの使用及び立入りは禁止とさせていただきます。

2 開放日及び開放時間

(1) 開放日

	月日	曜日	午前の部	午後の部
1	5月19日	土	9:00～13:00	13:00～17:00
2	5月20日	日	9:00～13:00	13:00～17:00
3	6月30日	土	9:00～13:00	13:00～17:00
4	7月1日	日	9:00～13:00	13:00～17:00
5	10月6日	土	9:00～13:00	13:00～17:00
6	10月7日	日	9:00～13:00	13:00～17:00
7	10月8日	月・祝	9:00～13:00	13:00～17:00
8	12月1日	土	9:00～13:00	13:00～17:00
9	12月2日	日	9:00～13:00	13:00～17:00
10	3月3日	日	9:00～13:00	13:00～17:00

(2) 開放時間

(ア) 午前の部 9時00分から13時00分

(イ) 午後の部 13時00分から17時00分

3 使用料 無料

4 施設使用の手続き

(1) 団体の登録申請

(ア) 施設を使用できる方は、都立学校施設開放事業使用団体として登録された団体（以下「登録団体」という。）となっております。登録団体となるためには、「登録申請書」及び「登録団体構成表」を提出し、登録を受ける必要があります。

(イ) 提出方法は郵送または本校経営企画室へ持参とします（提出期限必着）。

(ウ) 提出期限は平成30年3月2日（金）です。

(エ) 手続終了後、登録団体には、「都立学校施設使用団体登録証」を郵送により交付します。

(オ) 「施設使用団体登録証」の有効期限は1年間ですので、毎年登録申請が必要です。

(2) 登録団体の要件

体育施設使用登録団体となるには、次の要件を満たす必要があります。

- (ア) おもに都内に在住・在勤・在学する者で構成された10名以上の団体
- (イ) 指導統括を行う20歳以上の責任者がいる団体
- (ウ) アマチュア・スポーツ活動を目的としている団体
- (エ) 営利を目的としない団体
- (オ) 団体運営が計画的、組織的、民主的に行われ定期的にスポーツ活動を行っている団体

(3) 施設使用の申し込み

- (ア) 施設を使用するには、開放日及び開放時間の中から希望日時を選び、別添の「開放施設使用申込書」（以下「使用申込書」という。）に記入の上、本校に提出する必要があります。
- (イ) 提出方法は郵送または本校経営企画室へ持参とします（提出期限必着）。
- (ウ) 提出期限は平成30年3月2日（金）です。
- (エ) 「登録申請書」と併せて「使用申込書」を提出いただいてもかまいません。

(4) 施設使用の決定

同一の施設使用日時を複数の登録団体が希望している場合は、本校が調整して決定します。決定後、「都立学校開放施設使用承認書」を郵送により交付します。

(5) 管理指導員の選出

登録団体の中から管理指導員を選出していただきます。管理指導員の服務等については、本校から別途ご通知いたします。

(6) 都立学校開放施設の使用に関する条件及び施設の使用に関する決まりの遵守

施設を使用する登録団体には、登録証に記載された都立学校開放施設の「使用に関する条件」及び本校開放事業運営委員が定めた「使用のきまり」を遵守していただきます。遵守いただけない場合には、使用承認を取り消すことがあります。

5 その他

自動車・バイクでの来校は禁止とします。自転車は所定の場所に駐輪してください。また正門前・通用門前や近隣の路上駐車・駐輪はしないでください。

6 団体区分について

団体区分	説明
地域スポーツクラブ	地域住民が主体となって運営し、「地域スポーツクラブ」として区市町村に登録している団体
地域青少年スポーツクラブ	「地域」に在住・在学・在勤する青少年（18歳まで）を主な構成員とするスポーツ団体等
地域スポーツ団体	「地域」に在住・在学・在勤する者で構成されたスポーツ団体
一般スポーツ団体	都内に在住・在学・在勤する者で構成された広域のスポーツ団体
障害者団体	障害のある人又は障害のある人を支援する人で構成された団体
学習文化団体	学習活動・文化活動を目的とした者で構成された団体

施設開放に関する問い合わせ先

東京都立蔵前工業高等学校 経営企画室 高橋

電 話 03 (3862) 4488

ファクシミリ 03 (3862) 4995

都立学校開放施設の使用に関する条件

東京都立蔵前工業高等学校

- 1 原則として、事前に提出した登録団体の構成員以外の者は、施設を使用できない。
- 2 責任者は、使用日時に使用団体に同行する。
- 3 責任者は、管理指導委員との連絡を密に行い、管理指導員の指示等を使用者に周知徹底させる。
- 4 使用者は保険に加入すること。
- 5 学校の敷地内は、全面禁煙とする。
- 6 使用者は、使用承認された施設以外の場所への立入りは厳禁とする。
- 7 使用後は、直ちに設備を現状に回復し、使用箇所・施設の清掃を行うこと。
- 8 使用者が出したゴミ等は、使用団体が持ち帰ること。
- 9 使用者相互の呼出し、連絡等に学校の電話を使用することはできない。
- 10 使用者の事故等に対しては、その団体の責任において適切な処置をとること。
- 11 使用者は、施設等を破損した場合、管理指導員に申し出、責任をもって速やかに原形に復すること。
- 12 その他、登録団体は、都立学校施設開放事業実施要領及び各学校の開放事業運営委員会の定める使用の決まりに基づいて開放施設を使用する。
- 13 登録証及び使用申請書に虚偽の記載があった場合、使用の停止及び登録の取消しをする。
- 14 開放事業運営委員会は、使用状況等から特に必要と判断した場合、使用を取消することができる。
- 15 使用承認後でも、学校教育上必要が生じた場合は、その承認を変更しまたは取消することができる。

施設の使用に関するきまり

都立学校開放事業運営委員長
東京都立蔵前工業高等学校長

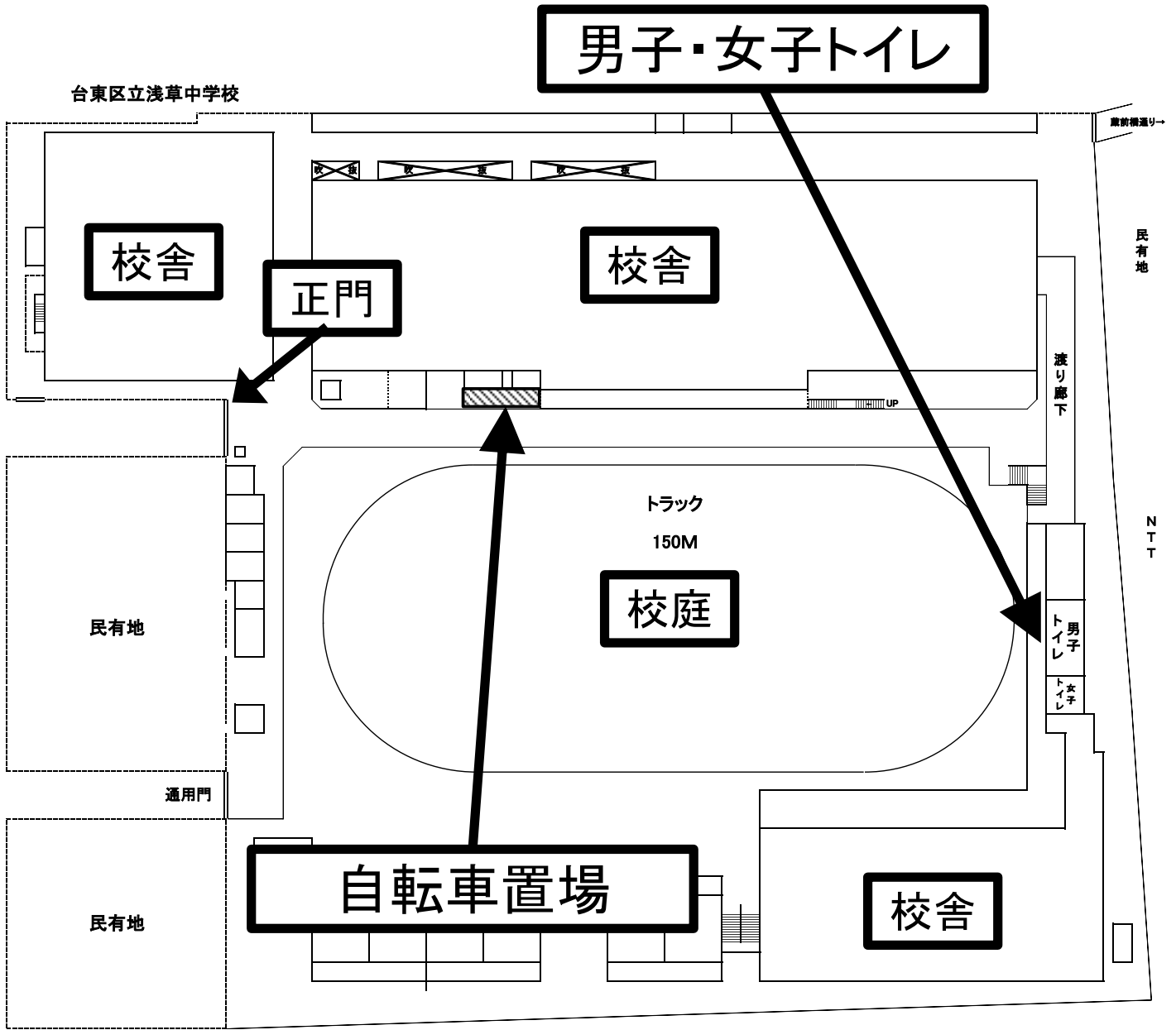
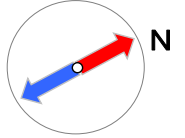
- 1 指定の門から責任者と一緒に団体単位で出入りしてください。開放時間途中における個人単位の出入りの際は必ず管理指導員に報告し、確認を得てください。
- 2 学校施設使用当日、団体責任者は使用承認書及び使用団体登録証とを管理指導員に提示し、確認を得てください。
- 3 1回の使用時間は、準備から後始末の時間を含みます。使用時間を厳守してください。
- 4 自動車での来校は禁止します（承認の取消し及び今後の施設開放を全面的に取り止めることとなります）。
- 5 自転車は、指定された場所に置いてください。
- 6 使用の前後を含め施設使用の際は近隣にお住まいの方へのご配慮をお願いします。
- 7 使用を許可された施設以外への立入りは厳禁とします。
- 8 使用中に、学校の施設・設備等を破損したときは、直ちに管理指導員に申し出て、管理指導員の指示に従ってください。
- 9 校内での営業行為及び業者の出入りは禁止します。
- 10 事前に登録した登録団体構成員以外の者は、原則、校内に立入りはできません。
- 11 練習試合等で使用する場合、対戦相手のメンバーについては、当日対戦相手の責任者が管理してください。
- 12 施設使用の際は学校で定められた靴を使用してください。
(グラウンドはスパイクの使用及び立入り禁止)
- 13 学校の電話を、呼出し、連絡等に使用することはできません。
- 14 使用後は、必ず清掃、用具の復元等を行い、学校教育に支障のないよう現状を回復してください。
- 15 敷地内は、禁煙です。また、ごみ・ペットボトル・空き缶類は持ち帰ってください。
- 16 使用終了時に、使用人数、備品・施設の異常・事故の有無を管理指導員に報告してください。
- 17 その他、管理指導員の施設管理・安全・使用上の注意・指導・指示に従ってください。
- 18 トイレの使用については以下のとおりとします。
 - (1) 使用可能場所は、3号館1階 男子・女子トイレ（別紙「学校配置図」参照）とします。
校舎内のトイレは使用できません。
 - (2) 使用可能時間は、施設開放時間内（開放日の9時～17時）とします。
 - (3) ペーパー等消耗品の過度な使用および持ち出しはご遠慮下さい。
 - (4) 以上に掲げた事項や、トイレ施設・設備の破損及び汚れ具合が著しい場合は、使用を禁止します。

以上の事項に違反した場合、学校開放事業運営委員会の審査に付し、運営委員会の決める一定期間の使用を禁止し、又は、団体の登録を取り消すこともあります。

なお、学校教育上支障が生じた場合、使用承認を変更し、または取消すことがあります。

校舎配置図

東京都立蔵前工業高等学校 〒111-0051
台東区蔵前1-3-57



隅田川